

「ヤード」における雑品スクラップ等の取扱いに関する実態調査の結果

(調査概要)

生活環境保全上の支障が生じている「ヤード」の実態を把握し、現行規制に対する見直しを検討するため、全国の自治体に向けて調査を行った。

- 調査対象自治体：都道府県(47)、政令市（82）… 計129自治体
- 集計対象期間：令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日
- 調査期間：令和 6 年 10 月 29 日～令和 6 年 11 月 29 日
- 回答率：100%
- 調査項目：事業場の件数、再生資源物の保管等の実態、再生資源物保管等事業場の規制に関する要望 等

1.事業場の件数

1.1 有害使用済機器保管等事業場

表1.1 有害使用済機器保管等事業場の件数

	保管のみ	保管・処分	合計
有害使用済機器保管等事業場	537件	75件	612件
届出するよう指導中の事業場	89件	1件	90件
合計	626件	76件	702件

表1.2 有害使用済機器保管等事業場数の地方別の内訳

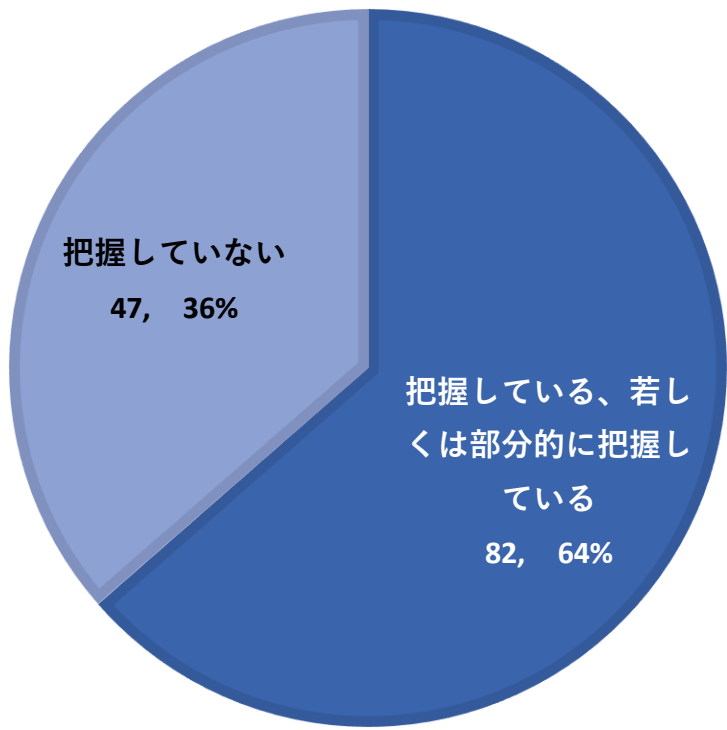
		保管のみ		保管・処分		合計	
有害使用済機器保管等事業場		537件		75件		612件	
	北海道地方		5件		0件		5件
	東北地方		83件		7件		90件
	関東地方		191件		31件		222件
	中部地方		60件		4件		64件
	近畿地方		101件		13件		114件
	中国地方		65件		7件		72件
	四国地方		11件		5件		16件
	九州地方		21件		8件		29件
届出するよう指導中の事業場		89件		1件		90件	
	北海道地方		0件		0件		0件
	東北地方		6件		1件		7件
	関東地方		48件		0件		48件
	中部地方		16件		0件		16件
	近畿地方		12件		0件		12件
	中国地方		6件		0件		6件
	四国地方		0件		0件		0件
	九州地方		1件		0件		1件

1.2 再生資源物保管等事業場

(1) 管内の有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場の把握状況

表1.3 管内の再生資源物保管等事業場の把握状況

再生資源物保管等事業場の把握状況	都道府県		政令市・中核市		合計	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
把握している、若しくは部分的に把握している	41	87%	41	50%	82	64%
把握していない	6	13%	41	50%	47	36%
合計	47	100%	82	100%	129	100%



グラフ1：自治体による再生資源物保管等事業場の把握状況

●現状では、再生資源物保管等事業場を「把握している、若しくは部分的に把握している」と回答した自治体は全体の64%（82自治体）。

・都道府県：41, 87%

・政令市・中核市：41, 50%

●ただし、把握している82自治体についても、多くは部分的な把握に留まっている状況（再生資源物に関する条例の制定：12自治体）

●36%の自治体は「把握していない」と回答

(2) 再生資源物（有害使用済機器以外）の保管等事業場の数

今回の調査では、再生資源物保管等事業場を暫定的に下図のように分類し、自治体ごとの事業場数を確認した。

※あくまで、現時点で自治体が把握している範囲での事業場数であり、国内の全事業場数ではない。
※実際の再生資源物ヤードは、複数の品目を扱うなど多様な事業形態の事業者が存在していると推測され、保管物もその時々で変動するとされているが、今回の調査では代表的な保管物に該当させて計上した。

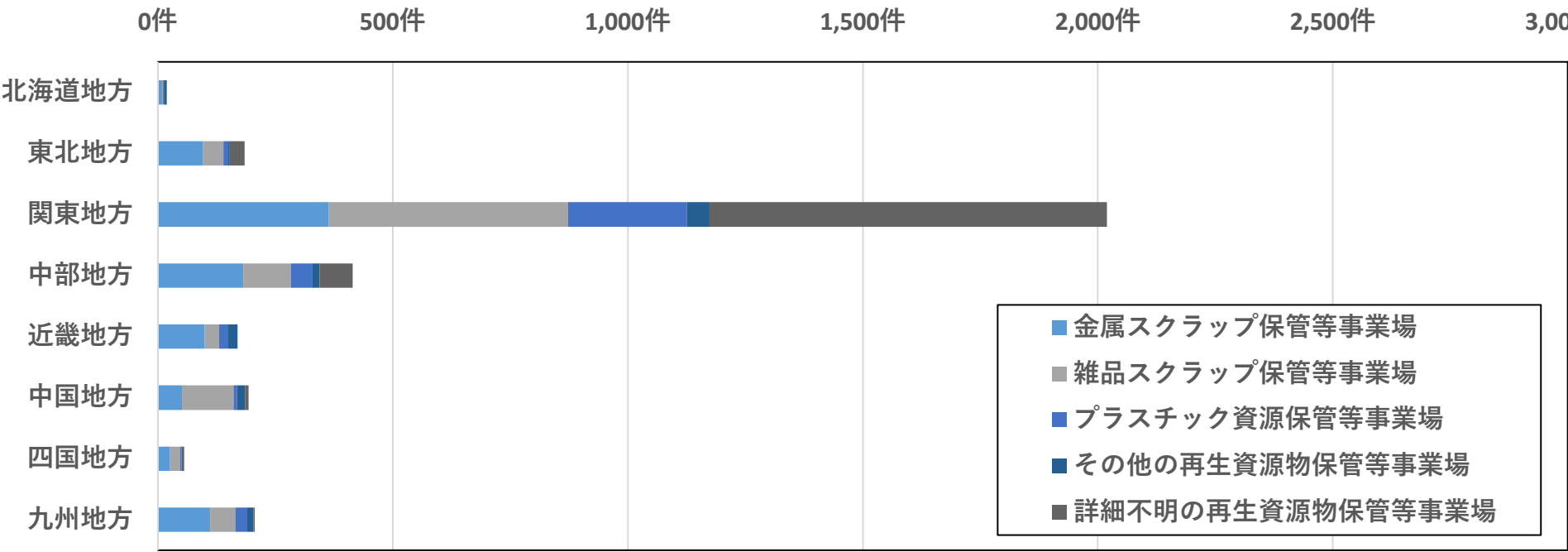


表1.5 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・事業区分別）

事業場の分類（事業区分）	保管のみ		保管・処分(再生)		不明・事業区分なし		合計	割合	
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場総数	1,153件		381件		1,726件		3,260件	100%	
北海道地方	5件		11件		3件		19件	1%	
東北地方	91件		41件		52件		184件	6%	
関東地方	409件		86件		1,524件		2,019件	62%	
中部地方	310件		65件		39件		414件	13%	
近畿地方	52件		93件		24件		169件	5%	
中国地方	164件		17件		12件		193件	6%	
四国地方	36件		6件		14件		56件	2%	
九州地方	86件		62件		58件		206件	6%	

表1.6 再生資源物保管等事業場の件数（地方別・種類別）

事業場の分類（主な保管物）	金属スクラップ保管等事業場	雑品スクラップ保管等事業場	プラスチック資源保管等事業場	その他の再生資源物保管等事業場	詳細不明の再生資源物保管等事業場
有害使用済機器以外の再生資源物保管等事業場総数	938件	870件	368件	119件	965件
北海道地方	9件	2件	2件	5件	1件
東北地方	96件	43件	11件	2件	32件
関東地方	364件	508件	254件	48件	845件
中部地方	182件	101件	46件	15件	70件
近畿地方	99件	31件	20件	19件	0件
中国地方	51件	110件	7件	17件	8件
四国地方	26件	21件	3件	0件	6件
九州地方	111件	54件	25件	13件	3件



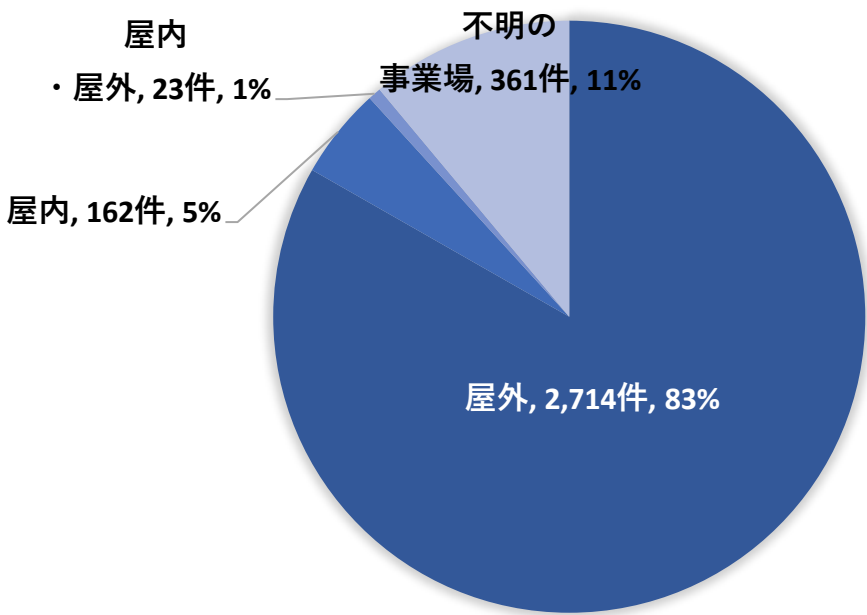
グラフ 3：再生資源物保管等事業場数（地方別・種類別）

●今回調査の範囲では、再生資源物保管等事業場は関東地方に圧倒的に多く存在している。
（今回把握された再生資源物保管等事業場の62％）

(3) 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

表1.7 再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

	屋外	屋内	屋内・屋外	不明の事業場	合計
再生資源物保管等事業場	2,714件	162件	23件	361件	3,260件
	83%	5%	1%	11%	100%



グラフ4：再生資源物保管等事業場の屋内/屋外の別

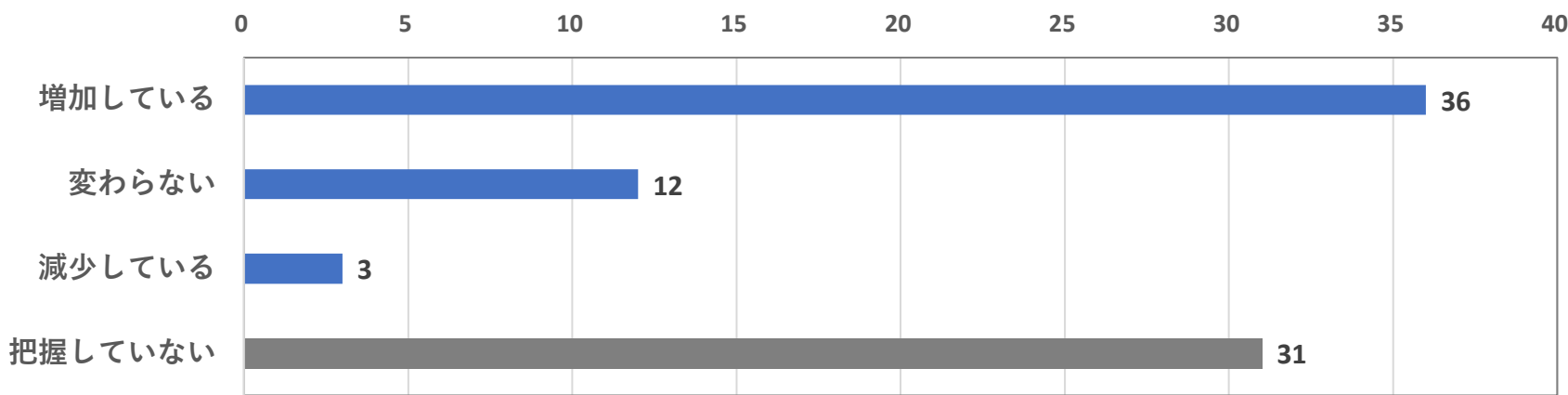
- 再生資源物保管等事業場の**80%以上は、屋外で営業**している。
- しかし、一部では、**屋内の施設を持つ事業者や、屋内施設と屋外保管場の両方を所有する事業者も存在していることが分かった。**

(4) 管内の再生資源物保管等事業場数の変動状況

表1.8 過去5年間程の管内の再生資源物保管等事業場数の変動
(有効回答数：82自治体)

再生資源物保管等事業場数の変動	回答自治体数	割合*
増加している	36	44%
変わらない	12	15%
減少している	3	4%
把握していない	31	38%
合計	82	100%

(＊回答自治体における割合)



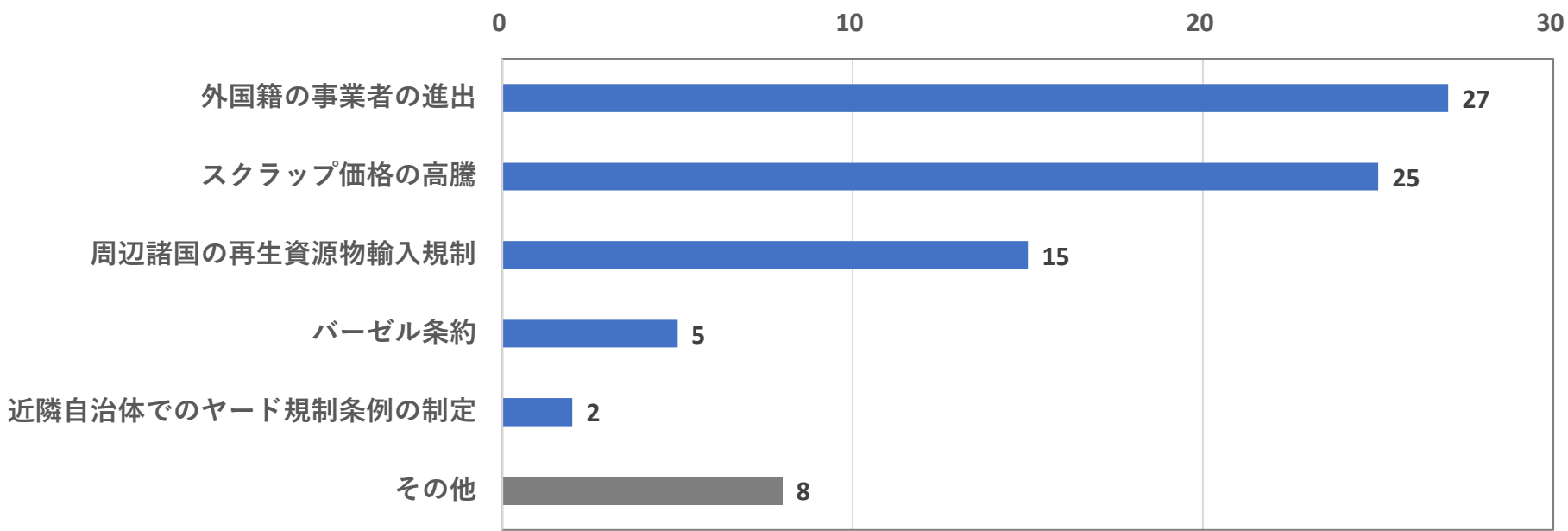
グラフ5：再生資源物保管等事業場数の変動

- 管内の再生資源物保管等事業場数の変動について把握している自治体は、全体の約40%（51/129自治体）と少ないものの、**一部の自治体（36自治体）では再生資源物保管等事業場数の増加を感じている状況。**

表1.9 管内の再生資源物保管等事業場の数が増加した要因として考えられるもの

(有効回答数：36自治体、複数回答あり)

再生資源物保管等事業場数の増加要因	回答自治体数
外国籍の事業者の進出	27
スクラップ価格の高騰	25
周辺諸国の再生資源物輸入規制	15
バーゼル条約	5
近隣自治体でのヤード規制条例の制定	2
その他	8



グラフ6：再生資源物保管等事業場数の増加要因

●一部地域での再生資源物保管等事業場の増加の要因としては、「外国籍の事業者の進出」という回答が最も多く、次いで「スクラップ価格の高騰」を挙げる声が多かった。

2.再生資源物の保管等の実態について

(1) 再生資源物保管等事業場内の保管物

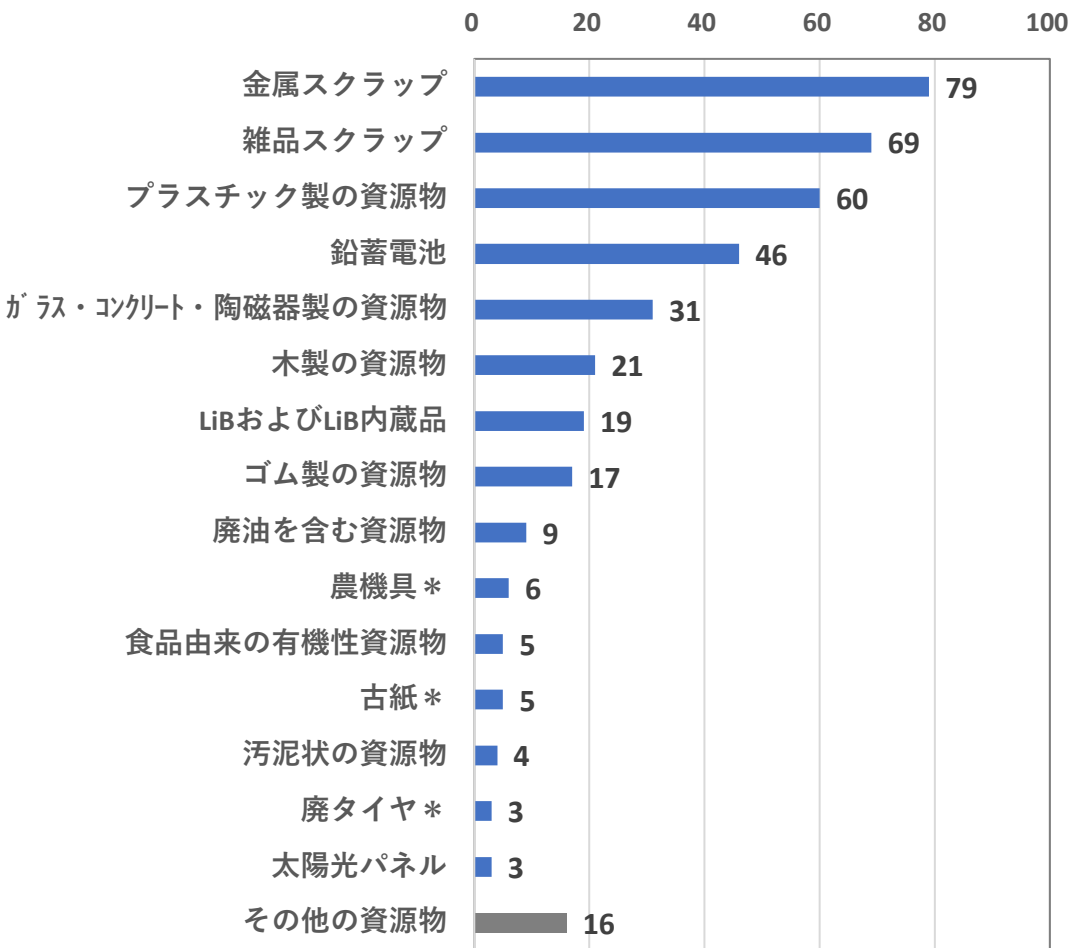
表2.1 再生資源物保管等事業場に保管されている再生資源物
(有効回答数：82自治体、複数回答あり)

再生資源物の種類	回答自治体数
金属スクラップ	79
雑品スクラップ	69
プラスチック製の資源物	60
鉛蓄電池	46
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	31
木製の資源物	21
LiBおよびLiB内蔵品	19
ゴム製の資源物	17
廃油を含む資源物	9
農機具＊	6
食品由来の有機性資源物	5
古紙＊	5
汚泥状の資源物	4
廃タイヤ＊	3
太陽光パネル	3
その他の資源物	16

(＊その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)

その他の内容

自転車、自動車バッテリー、解体自動車ガラ、オートバイ・原付、 業務用冷凍機、発電機、冷蔵庫、PC等の半導体機器、工作機械、消火器、 家具等の大型木製品、古布、畳、食品由来の無機性資源（貝殻）、肥料・肥料原料（畜産業以外の事業者）
--



グラフ7：再生資源物保管等事業場に保管されている再生資源物の種類

(2) 再生資源物保管等事業場内の再生資源物のうち、規制対象にする必要があると考えられるもの

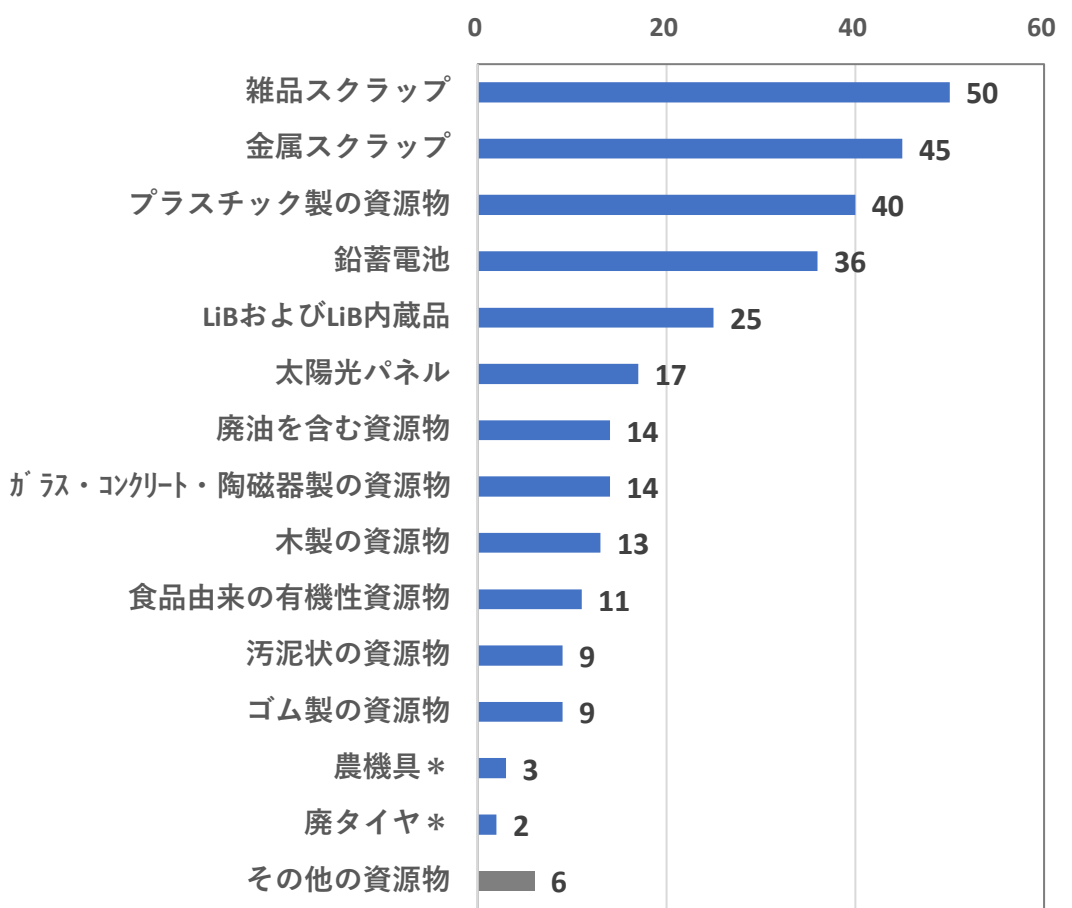
表2.2 規制対象にする必要があると考えられる再生資源物
(有効回答数：82自治体、複数回答あり)

再生資源物の種類	回答自治体数
雑品スクラップ	50
金属スクラップ	45
プラスチック製の資源物	40
鉛蓄電池	36
LiBおよびLiB内蔵品	25
太陽光パネル	17
廃油を含む資源物	14
ガラス・コンクリート・陶磁器製の資源物	14
木製の資源物	13
食品由来の有機性資源物	11
汚泥状の資源物	9
ゴム製の資源物	9
農機具＊	3
廃タイヤ＊	2
その他の資源物	6

(＊その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。)

その他の内容

自転車、自動車バッテリー、オートバイ・原付、有機溶剤等が付着したもの、 畳、肥料・肥料原料（畜産業以外の事業者）



グラフ8：規制対象にする必要があると考えられる再生資源物

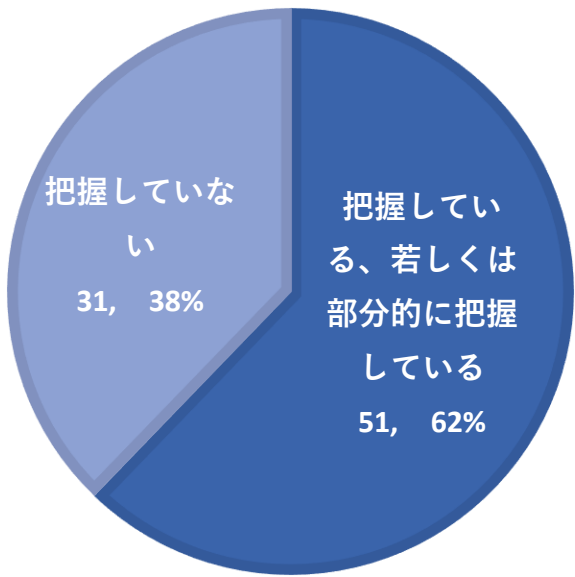
（3）再生資源物の流通経路

表2.3 再生資源物の流通経路（仕入元事業者・再生資源の搬出先）の把握状況
（有効回答数：82自治体）

再生資源物の流通経路の把握状況	回答自治体数	割合*
把握している、若しくは部分的に把握している	51	62%
把握していない	31	38%
合計	82	100%

（* 回答自治体における割合）

●再生資源物の流通経路を「把握している、若しくは部分的に把握している」と回答した自治体は、
全体の約40%（51/129自治体）にとどまった。



グラフ9：再生資源物の流通経路の把握状況

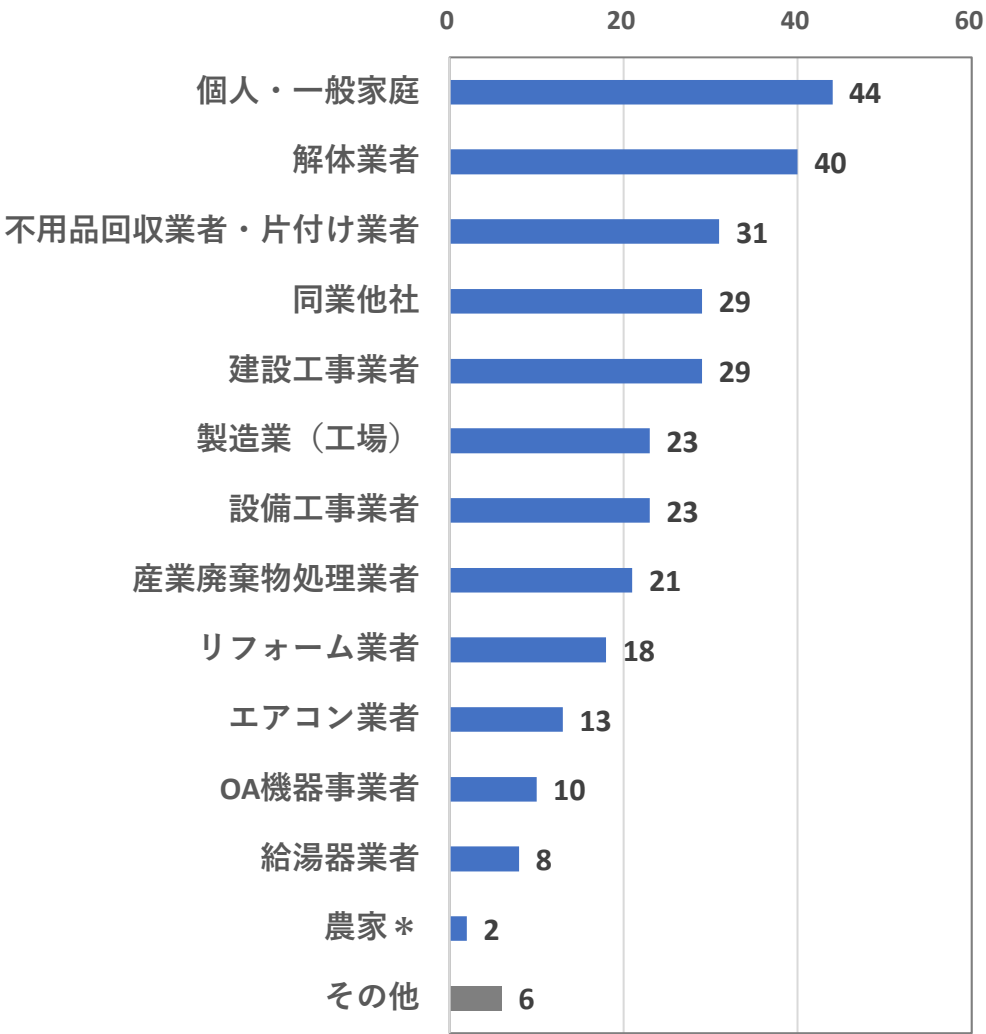
表2.4 再生資源物の仕入元事業者
（有効回答数：51自治体、複数回答あり）

仕入元事業者	回答自治体数
個人・一般家庭	44
解体業者	40
不用品回収業者・片付け業者	31
同業他社	29
建設工事業者	29
製造業（工場）	23
設備工事業者	23
産業廃棄物処理業者	21
リフォーム業者	18
エアコン業者	13
OA機器事業者	10
給湯器業者	8
農家*	2
その他	6

（* その他の具体例として複数の自治体から回答があったもの。）

その他の内容

電気工事業、運輸業、倉庫業、飲食店、コンビニ、米軍基地



グラフ10：再生資源物の仕入元事業者

表2.5 再生資源物等の搬出先
（有効回答数：51自治体、複数回答あり）

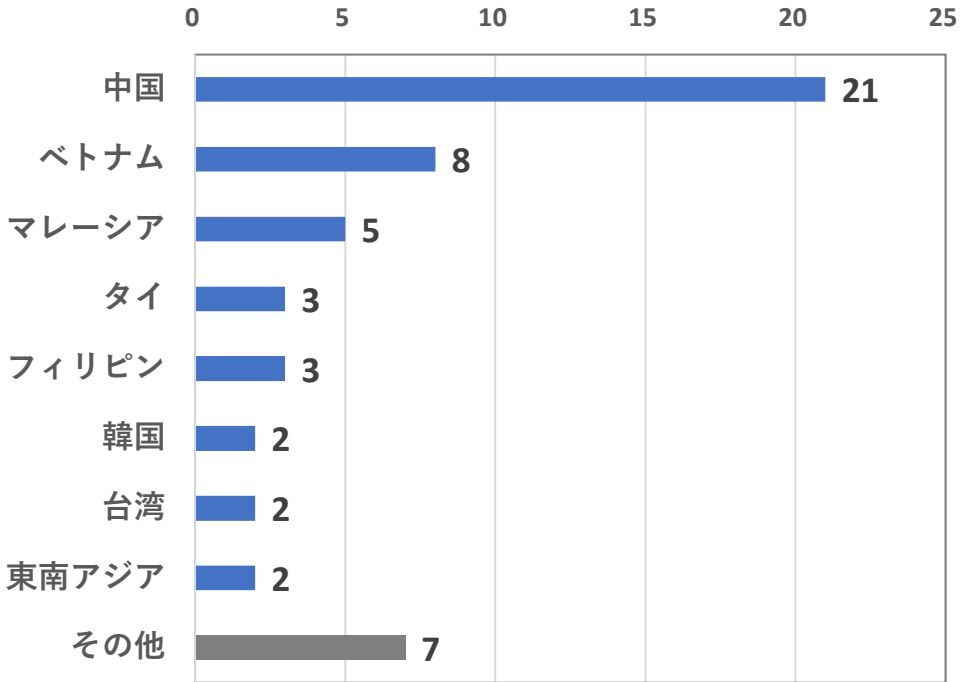
再生資源物等の搬出先	回答自治体数
国内の再生資源物商社・卸売業者	38
同業他社	35
海外の再生資源物商社・卸売業者	31
海外のリユース業者	22
国内の精錬所	21
国内のリユース業者	20
産業廃棄物処理業者	14
その他	5

その他の内容

国内の再商品化事業者、国内のメーカー（製紙会社）、バイク・自転車販売業者、破砕機で碎いて碎石として販売、排出している形跡がない

表2.6 再生資源物等の輸出先（再生資源物商社・卸売業者）
（有効回答数；29自治体、複数回答あり）

輸出先（再生資源物商社・卸売業者）	回答自治体数
中国	21
ベトナム	8
マレーシア	5
タイ	3
フィリピン	3
韓国	2
台湾	2
東南アジア	2
その他	7



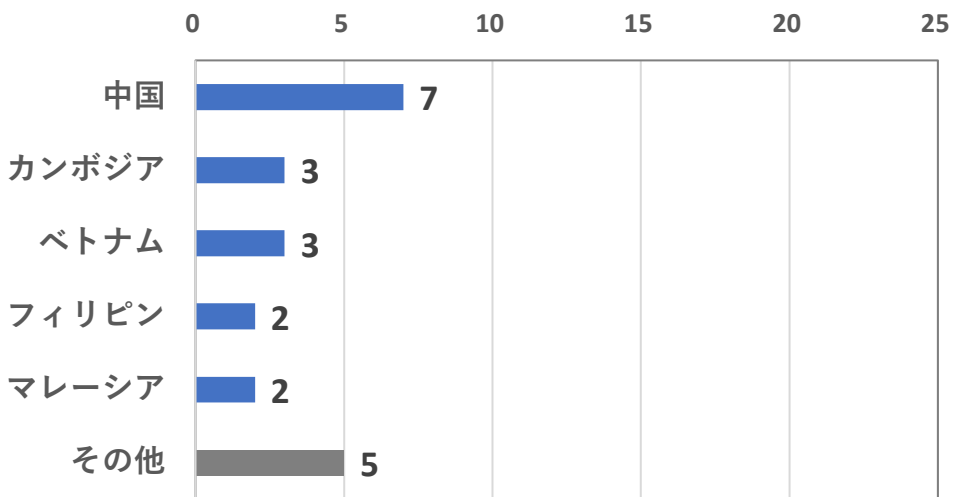
グラフ12：輸出先（再生資源物商社・卸売業者）

その他の国名、地域名

イタリア、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、スロベニア、フィリピン

表2.7 再生資源物等の輸出先（リユース業者）
（有効回答数；13自治体、複数回答あり）

輸出先（リユース業者）	回答自治体数
中国	7
カンボジア	3
ベトナム	3
フィリピン	2
マレーシア	2
その他	5



グラフ13：輸出先（リユース業者）

その他の国名、地域名

東南アジア、タイ、パナマ、ロシア、アフリカ

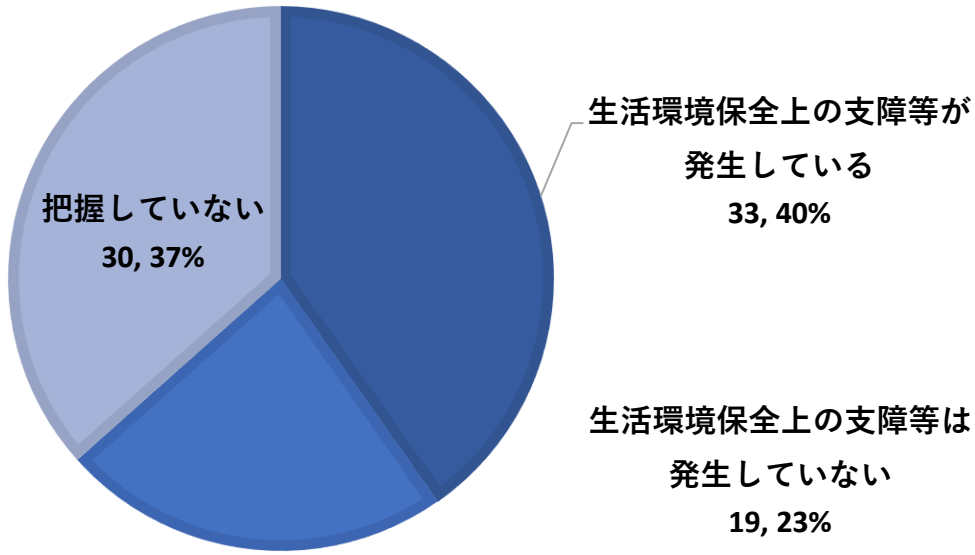
- 流通経路について回答した自治体は全体の約40%にとどまるものの、ヤードで選別された再生資源物のうち、一定量が海外に輸出されている可能性が示唆された。
- 輸出先としては、「再生資源物商社・卸売業者」、「リユース業者」ともに「中国」が最も多かった。
- その他の輸出先としては、全体的にアジア諸国が多かったが一部、アフリカやヨーロッパ、中米などの国も挙がっており、国内資源が広範囲に流出している可能性がある。

(4) 再生資源物保管等事業場やその周辺での生活環境保全上の支障

表2.8 管内の再生資源物保管等事業場やその周辺での生活環境保全上の支障の把握状況
(有効回答数；82自治体)

生活環境保全上の支障の把握状況	回答自治体数	割合*
生活環境保全上の支障等が発生している	33	40%
生活環境保全上の支障等は発生していない	19	23%
把握していない	30	37%
合計	82	100%

(＊回答自治体における割合)



グラフ14：再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の把握状況

表2.9 生活環境保全上の支障が生じた事業場数（事業場の分類別・支障の種類別）(事業場数)

事業場の分類			支障の種類								計	
			火災	土壌・地 下水汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落	その他		
												LiB
有害使用済機器保管等事業場			9	0	0	0	6	3	2	1	1	22
再生資源物保管等事業場			24	6	3	44	45	16	17	3	13	165
(内訳)	金属スクラップ保管等事業場		5	1	3	15	28	6	7	2	4	70
	雑品スクラップ保管等事業場		10	4	0	11	7	1	3	0	2	34
	プラスチック資源保管等事業場		9	1	0	17	4	9	5	1	2	47
	その他の再生資源物保管等事業場		0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
	詳細不明の再生資源物保管等事業場		0	0	0	1	6	0	0	0	3	10
	敷地面積が100㎡以下の再生資源物事業場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計			33	6	3	44	51	19	19	4	14

表2.10 生活環境保全上の支障の件数（事業場の分類別・支障の種類別）(支障の件数)

事業場の分類			支障の種類							計		
			火災	土壌・地 下水汚染	飛散 ・流出	騒音 ・振動	悪臭	水質 汚濁	崩落		その他	
	LiB											
有害使用済機器保管等事業場			11	0	0	0	6	3	2	1	1	24
再生資源物保管等事業場			27	6	3	44	87	16	19	3	12	211
(内訳)	金属スクラップ保管等事業場		5	1	3	14	69	7	7	2	4	111
	雑品スクラップ保管等事業場		11	4	0	11	7	0	4	0	2	35
	プラスチック資源保管等事業場		10	1	0	18	4	9	6	1	2	50
	その他の再生資源物保管等事業場		0	0	0	0	0	0	2	0	2	4
	詳細不明の再生資源物保管等事業場		1	0	0	1	7	0	0	0	2	11
	敷地面積が100㎡以下の再生資源物事業場		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計			38	6	3	44	93	19	21	4	13	235

表2.11 再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障の原因

(カッコ内の数は回答自治体数を示す、数字のないものは回答数が1自治体のみのもの)

支障の種類	原因となった主な物品
火災	LiB（7）、ガスボンベ（2）、スプレー缶（2）、雑品スクラップ（2）、プラスチック（2）、電池類（複数種類：2）、ガス混入物、タイヤ、金属スクラップ、照明用電源ケーブル、電源コンセントからの漏電、被覆同線、木くず、有害使用済機器
土壌・地下水汚染	電池類、機械油、鉄スクラップに付着した油類、 廃酸（廃鉛蓄電池の解体により、発生するおそれのある事例あり）
飛散・流出	プラスチック（破砕物、ビニール類含む：9）、金属スクラップ（4）、 プラスチック（ペレット：2）、PET（ボトル、フレーク：2） オイル缶（2）、基板等、雑品スクラップ、鉄スクラップに付着した粉塵、 廃棄物（プラ）混じりの土砂、石油ストーブ等に残留している油類
騒音・振動	＊品目：金属スクラップ（8）、雑品スクラップ、プラスチック ＊設備：破砕機（4）、重機（3）、プラスチックの選別機 ＊作業：荷下ろし作業（2）、車両の搬出・搬入（2）、コンテナの設置音、 積み上げ作業（家電製品、自転車等）
悪臭	プラスチック（6）、PET（ベール）、農業用ビニール 金属スクラップ、雑品スクラップ、廃鉛蓄電池 鉄線をバーナーで切断する際の臭い・煙、電線被覆の焼却による臭い・煙、 排水不十分によるもの
水質汚濁	油（鉄スクラップに付着した油、機械油、食用油及びグリセリン等：4）、 プラスチック（2）、金属スクラップ（2）、雑品スクラップ、 起泡剤、廃鉛蓄電池、農業用ビニール、
崩落	金属スクラップ（5）、プラスチック（2）、雑品スクラップ、
その他	・野焼き、排煙による大気汚染、プラスチック加工機からの煙 ・大型車両のアイドリング音、路上駐車、運搬車両による道路関係苦情 ・屋外での資源物の長期間保管による雑草、害虫（コバエ等）、野良猫等の発生 ・廃鉛蓄電池の加工による周辺水路の水質悪化(pH) ・条例違反（無許可営業、無届の営業）

●再生資源物保管等事業場における生活環境保全上の支障について、「発生を把握している」と回答した33自治体（全体の26％）からは、**200件以上の事案**が報告された。

●再生資源物保管等事業場では、**有害使用済機器保管等事業場よりも多くの生活環境保全上の支障が発生している**と考えられる。

(5) 再生資源物保管等事業場における廃鉛蓄電池の処理上の問題点

- ・ 廃鉛蓄電池の解体の過程で生じた廃液が場外に流出し、周辺の水質を汚染する事例があった。
(環境基準を超える鉛の検出、pHなどの水質の悪化。)
- ・ 廃鉛蓄電池の精錬時に、悪臭が発生する事例があった。
- ・ 屋外で雨ざらしの状態で保管されているため、万が一漏洩した場合には土壌汚染のリスクが高い。

●自治体が把握している再生資源物保管等事業場において、廃鉛蓄電池の不適正処理に関する回答がある。

●鉛蓄電池の不適正処理により、生活環境保全上の支障が生じている可能性がある。

(6) 再生資源物保管等事業場における廃リチウムイオン電池（およびその内蔵品）の処理上の問題点

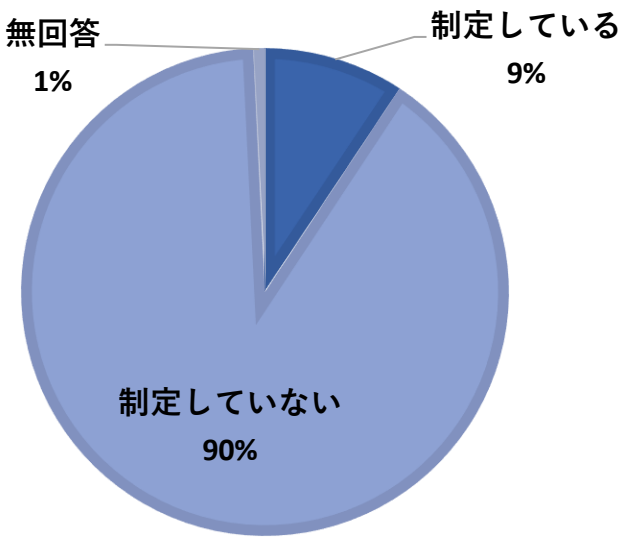
- ・ 膨らんだりリチウムイオン電池やマークのないリチウムイオン電池はJBRC等の処理可能な事業者がなく、自治体としてもその処理に苦慮している。
- ・ 屋外保管を行っている再生資源物、有害使用済機器にリチウムイオン電池が混在する事案が多く確認される。屋外保管事業場では、再生資源物の運搬等が重機により、ぞんざいに行われることも多く、混在したリチウムイオンバッテリー等が作業過程で破損することにより、時限的にショートすることもあるとみられる。また、再生資源物の山の大きさによっては、蓄熱や、重量によるリチウムイオンバッテリーの破損・圧縮等も考えられる。
- ・ 再生資源物を引き受ける際にはリチウムイオン電池の混入を避けるよう指導しているが、小型リチウムイオンが混入するおそれがある。
- ・ 電池が内蔵されたままスクラップを収集しているため、保管や積み込みのために重機を使用する際、電池を発火させてしまうケースがある。
- ・ リチウムイオン電池が内蔵されている廃家電を選別せずに、他の物とまとめて重機で処理する事業者がおり、指導に苦慮している。

3.再生資源物保管等事業場の規制について

(1) 再生資源物に関する条例の制定状況

表3.1 再生資源物の保管に関する条例の制定状況

条例の制定状況	回答自治体数	割合
制定している	12	9%
制定していない	116	90%
無回答	1	1%
合計	129	100%



グラフ15：再生資源物保管等事業場を規制する条例の制定状況

< 条例を制定している自治体 >

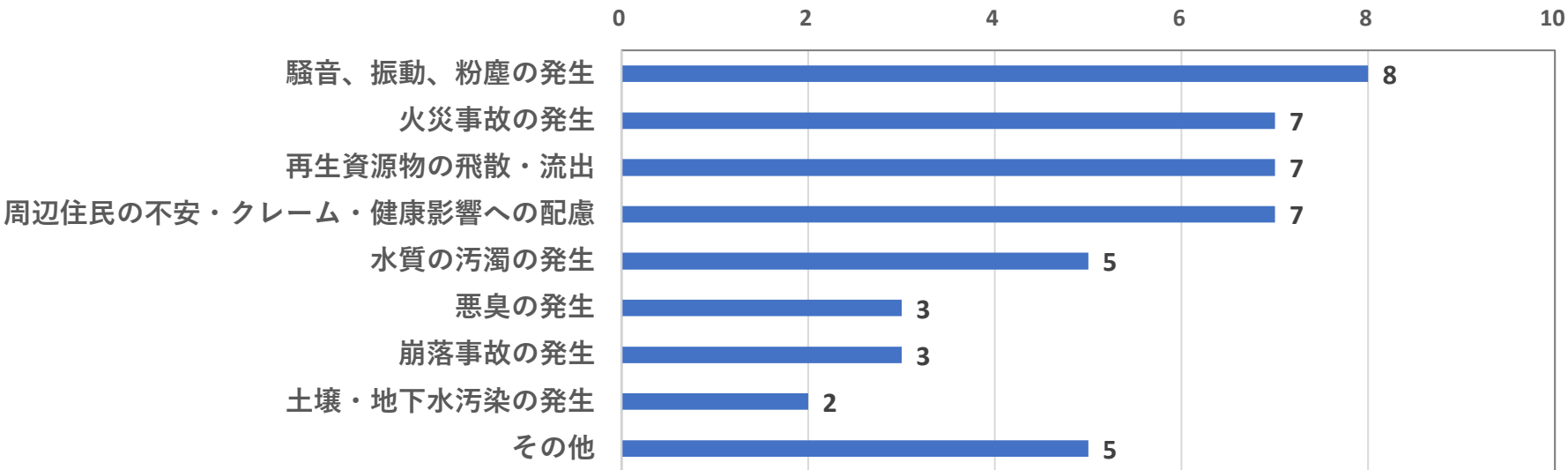
自治体名	条例の名称
福島県	福島県特定再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和7年1月1日施行）
茨城県	茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例（令和6年4月1日施行）
埼玉県	埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和7年1月1日施行）
千葉県	千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例（令和6年4月1日施行）
山梨県	再生資源物の不適正保管等の防止及び産業廃棄物の適正管理の促進に関する条例（令和6年7月1日施行）
兵庫県	産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例（平成15年 3 月17日施行）
滋賀県	滋賀県金属屑回収業条例（昭和31年12月25日施行）
鳥取県	鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例（平成28年4月1日施行）
千葉市	千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和3年11月1日施行）
名古屋市	名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例（平成16年7月1日施行）
さいたま市	さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年2月1日施行）
越谷市	越谷市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和6年7月1日施行）

【条例を制定している自治体への設問】

表3.2 条例制定の経緯となった生活環境保全上の支障

（有効回答数：12自治体、複数回答あり）

条例制定のきっかけとなった生活環境保全上の支障等	回答自治体数
騒音、振動、粉塵の発生	8
火災事故の発生	7
再生資源物の飛散・流出	7
周辺住民の不安・クレーム・健康影響への配慮	7
水質の汚濁の発生	5
悪臭の発生	3
崩落事故の発生	3
土壌・地下水汚染の発生	2
その他	5



グラフ16：条例制定のきっかけとなった生活環境保全上の支障等

その他の具体的な内容

- ・県内では、有価物である金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管し、また、保管に伴い破砕、切断をするなどの事業を行う事業場（いわゆる「金属スクラップヤード」など）の一部において、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生している。
 - ・金属スクラップの盗犯
 - ・不用品回収を端緒として発生した不法投棄
 - ・条例制定時、「法の適用を受けないリサイクル可能物は、生活環境保全上の支障を生じていても、適正処理指導を行う根拠がない。」という問題点があるとして制定された。

表3.3 当該条例における、再生資源物保管等事業場での火災発生時の自治体への報告義務
(有効回答数：12自治体)

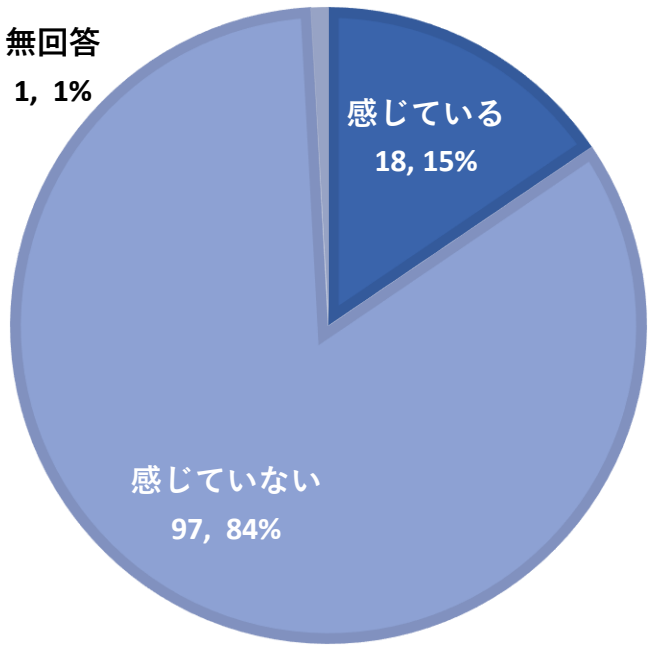
火災発生時の自治体への報告の義務付け	回答自治体数
報告を義務付けている	6
報告を要請している	2
報告の義務付けや要請はしていないが、今後、報告の義務付けを検討している	0
報告の義務付けや要請はしておらず、今後も検討する予定はない	4
合計	12

【条例を制定していない自治体への設問】

表3.4 条例制定の必要性を感じているかどうか
(有効回答数：116自治体)

条例制定の必要性の有無	回答自治体数	割合*
感じている	18	16%
感じていない	97	84%
無回答	1	1%
合計	116	100%

(* 回答自治体における割合)



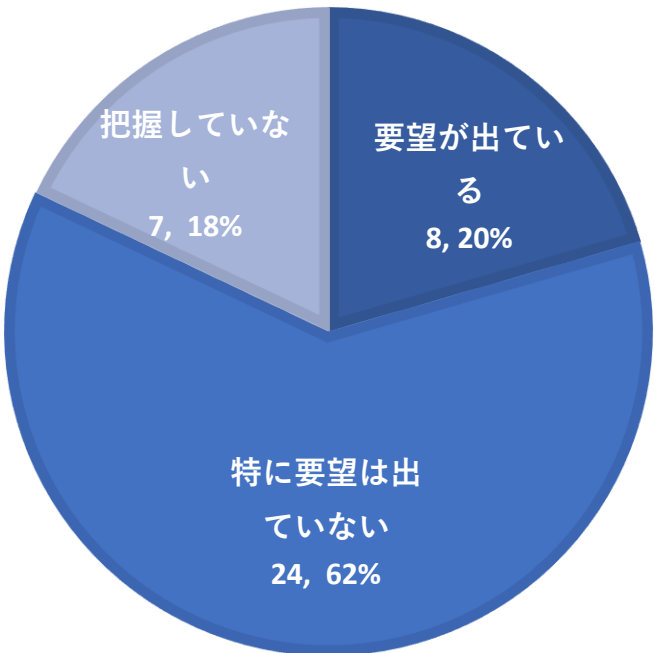
グラフ17：条例制定の必要性

<都道府県担当者向け>

表3.5 管内の市町村からの条例制定の要望の有無
(条例を制定していない都道府県数：39都道府県)

市町村からの条例制定の要望の有無	回答自治体数	割合*
要望が出ている	8	21%
特に要望は出ていない	24	62%
把握していない	7	18%
合計	39	100%

(* 回答自治体における割合)

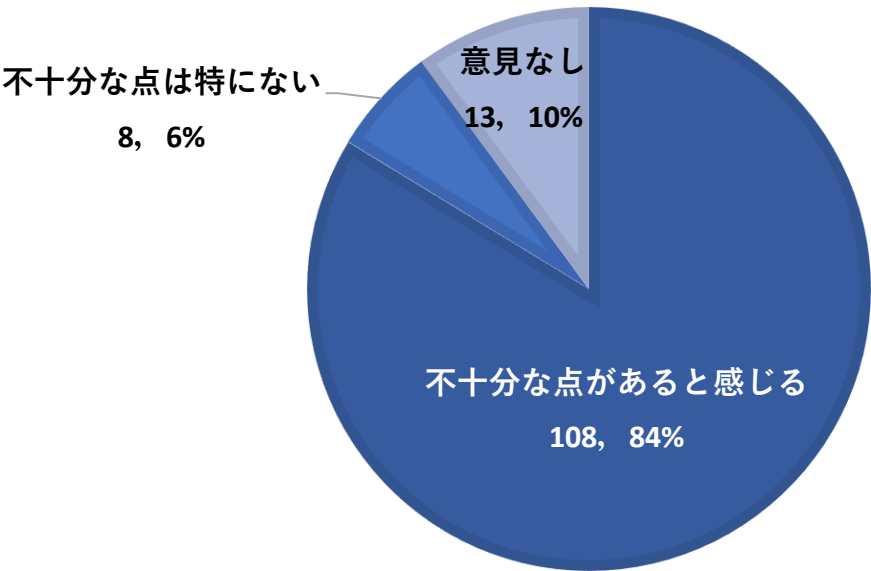


グラフ18：市町村からの条例制定の要望

(2) 有害使用済機器保管等届出制度についての意見

表3.6 現行制度に不十分な点があるかどうか

現行の制度に対する意見	回答自治体数	割合
不十分な点があると感じる	108	84%
不十分な点は特にない	8	6%
意見なし	13	10%
合計	129	100%



グラフ19：現行制度に不十分な点があると感じるか

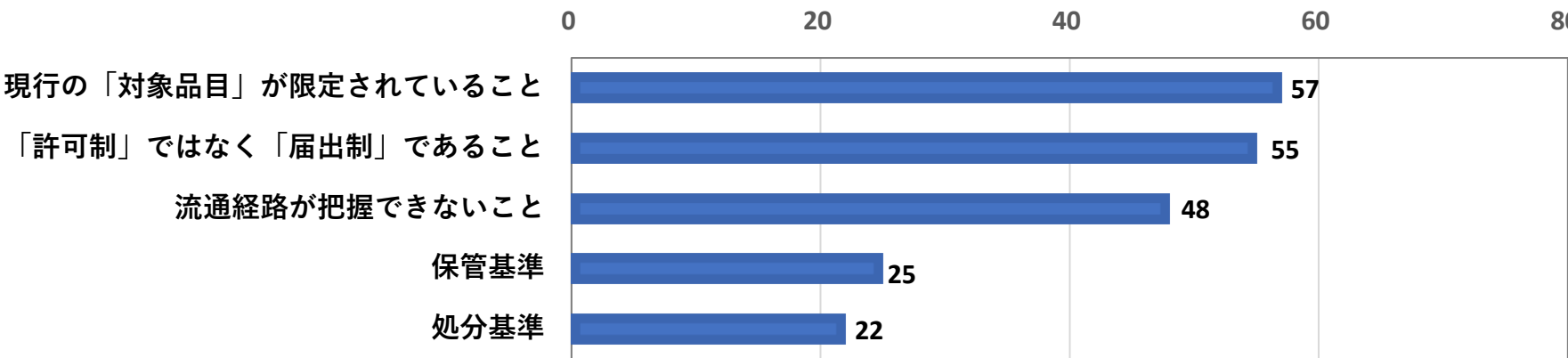
●一部の自治体（8自治体）では、現行制度に不満はないという回答であったが、
全体の84%の自治体は現行制度に不十分な点があると感じていることが分かった。

表3.7 現行の制度について不十分だと思われる規制内容（複数回答あり）

不十分だと思われる規制内容	回答自治体数	割合*
不十分な点があると回答した自治体数	108	100%
現行の「対象品目」が限定されていること	57	53%
「許可制」ではなく「届出制」であること	55	51%
流通経路が把握できないこと	48	44%
保管基準	25	23%
処分基準	22	20%

（* 回答自治体における割合）

●不十分な点の具体的な内容としては、
「現行の対象品目が限定されていること」
「許可制ではなく届出制であること」
などの意見が多く挙げた。



グラフ20：現行の有害使用済機器保管等届出制度において不十分だと思われる規制内容

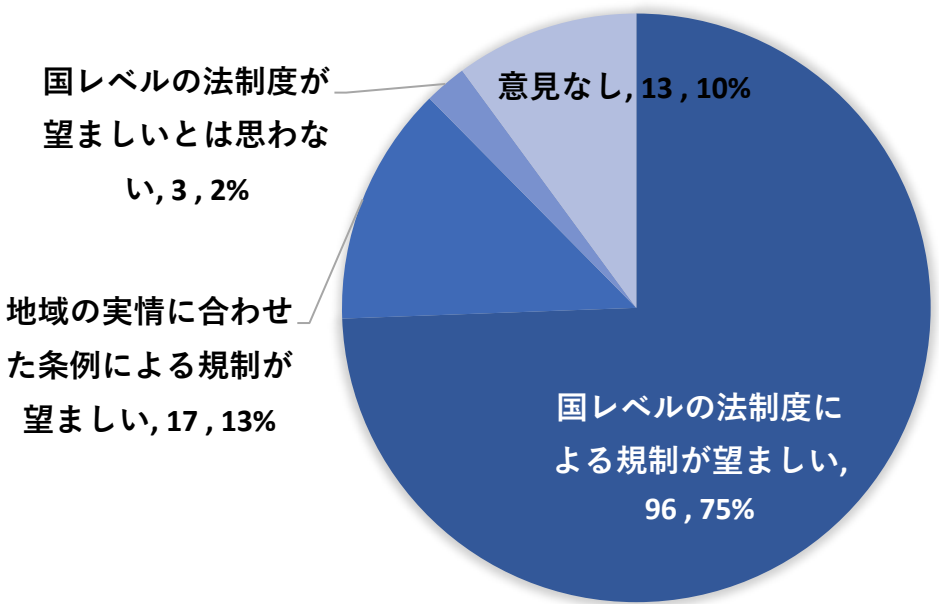
上記の他、現行制度の運用において課題となっている点（その他の意見より抽出）

現行の制度において課題となっている点	回答自治体数
①規制適用の該当性判断が困難	11
②事業者への指導及び周知が不足（外国人含む）	9
③人員不足による事業内容の実態把握が不足	9
④事業開始及び継続の障壁が薄い	3

(3) 再生資源物保管等事業場の規制についての要望

表3.8 再生資源物保管等事業場の指導・監督における国レベルの法規制の必要性

国レベルの法規制の必要性	回答自治体数	割合
国レベルの法制度による規制が望ましい	96	74%
地域の実情に合わせた条例による規制が望ましい	17	13%
国レベルの法制度が望ましいとは思わない	3	2%
意見なし	13	10%
合計	129	100%

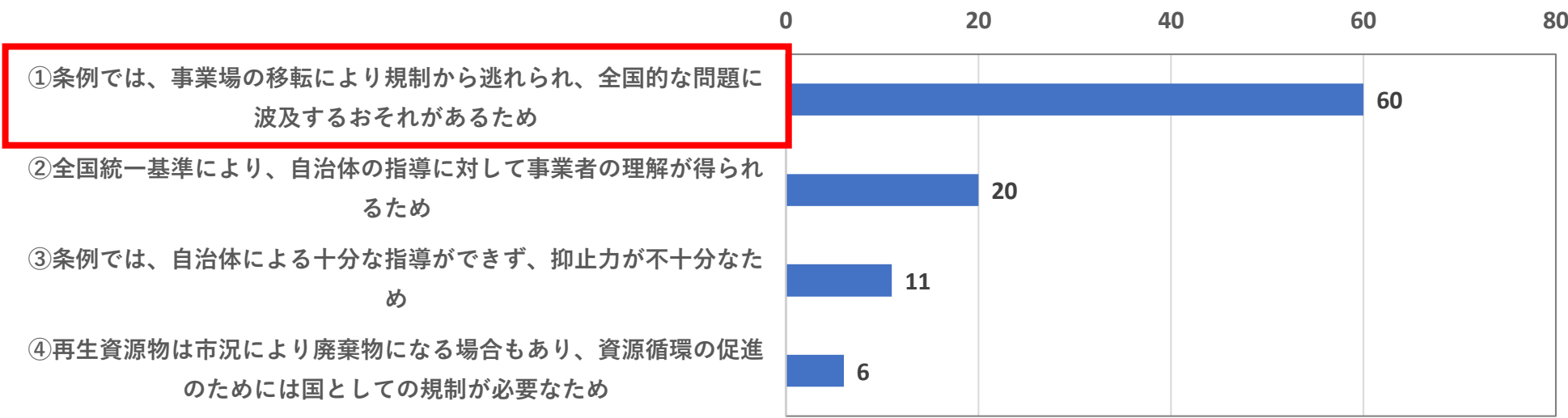


グラフ21：国レベルの法規制の必要性

表3.9 国レベルの法制度による規制が望ましいと考える理由（有効回答数：96自治体、複数回答あり）

理由	回答自治体数	割合*
①条例では、事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがあるため	60	63%
②全国統一基準により、自治体の指導に対して事業者の理解が得られるため	20	21%
③条例では、自治体による十分な指導ができず、抑止力が不十分なため	11	11%
④再生資源物は市況により廃棄物になる場合もあり、資源循環の促進のためには国としての規制が必要なため	6	6%

（* 回答自治体における割合）



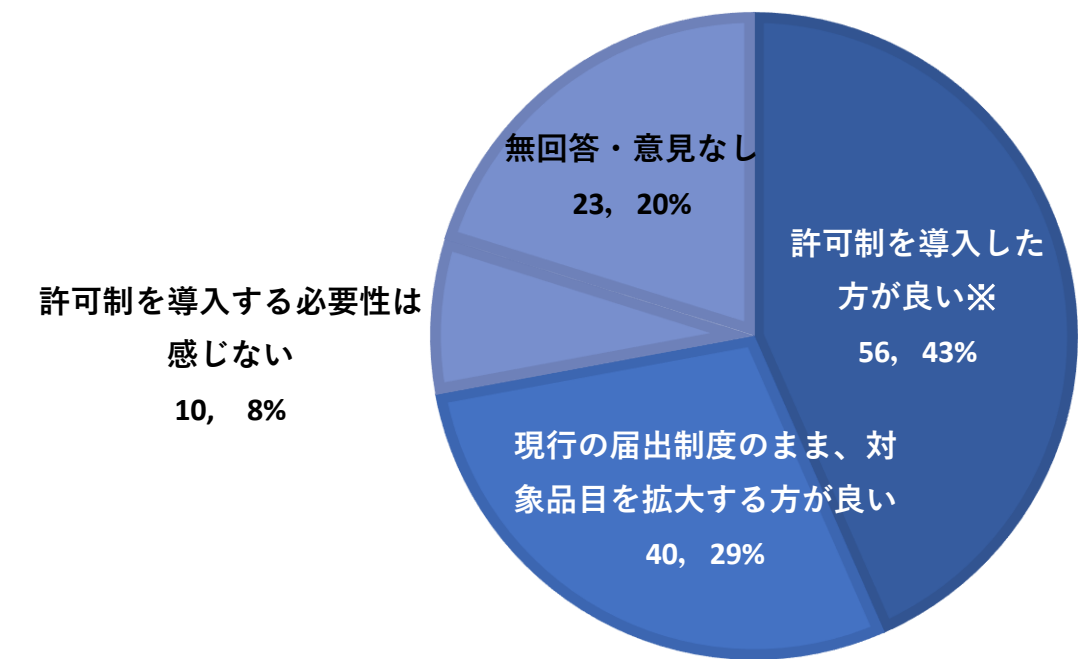
グラフ22：国レベルの法制度による規制が望ましいと考える理由

- 全体の**74%の自治体**（96自治体）が、**国レベルの法制度による規制が望ましい**と回答した。
- その理由として、「**条例では、事業場の移転により規制から逃れられ、全国的な問題に波及するおそれがあるため**」という意見が最も多かった。
- また、**事業者への効果的な指導を行い、不適正な事業者を排除**するためにも法による規制が必要であるという意見が多かった。

表3.10 再生資源物保管等事業場を指導・監督にあたっては、許可制の導入が望ましいか

許可制の導入について	回答自治体数	割合
許可制を導入した方が良い※	56	43%
現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い	37	29%
許可制を導入する必要性は感じない	10	8%
無回答・意見なし	26	20%
合計	129	100%

（※許可制を導入した方が良いという回答数には、許可制の導入と同時に対象品目も拡大すべきという意見（3自治体）も含む。）



グラフ23：許可制の導入について

- 許可制の導入については、自治体により見解が分かれた。
- ・「許可制を導入した方が良い」・・・43%
 - ・「現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い」・・・29%

表3.11 許可制を導入した方が良いと考える理由（有効回答数：56自治体、複数回答あり）

許可制を導入した方が良いと考える理由	回答自治体数	割合*
①規制を強化することにより、不適正な保管・処理等を抑止し、不適正業者・悪質業者を排除するため	54	96%
②生活環境保全上の支障が生じる再生資源物の保管・処理等の技術的な基準の遵守を徹底させるため	14	25%
③事業者の実態把握を徹底し、事業者を指導するため（外国人含む）	10	18%

（*回答自治体における割合）



グラフ24：許可制を導入した方が良いと考える理由

【回答自治体の属性】

表3.12：管内に50件以上の再生資源物保管等事業場がある自治体の回答

		都道府県	政令市 中核市	総計	割合
管内に50件以上の再生資源物保管等事業場がある自治体		15	4	19	100%
(内訳)	「許可制を導入した方が良い」と回答した自治体	11	4	15	79%
	「現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い」と回答した自治体	2	0	2	11%
	無回答・その他	2	0	2	11%

表3.13：生活環境保全上の支障が発生している自治体の回答

		都道府県	政令市 中核市	総計	割合
生活環境保全上の支障が発生している自治体		19	14	33	100%
(内訳)	「許可制を導入した方が良い」と回答した自治体	9	13	22	67%
	「現行の届出制度のまま、対象品目を拡大する方が良い」と回答した自治体	8	0	8	24%
	無回答・その他	2	1	3	9%

●許可制の導入について、回答自治体の傾向を見ると、
「管内に50件以上の再生資源物保管等事業場のある自治体」の79％が許可制の導入を支持している。
また、「生活環境保全上の支障が発生している自治体」の67％が許可制を支持している。

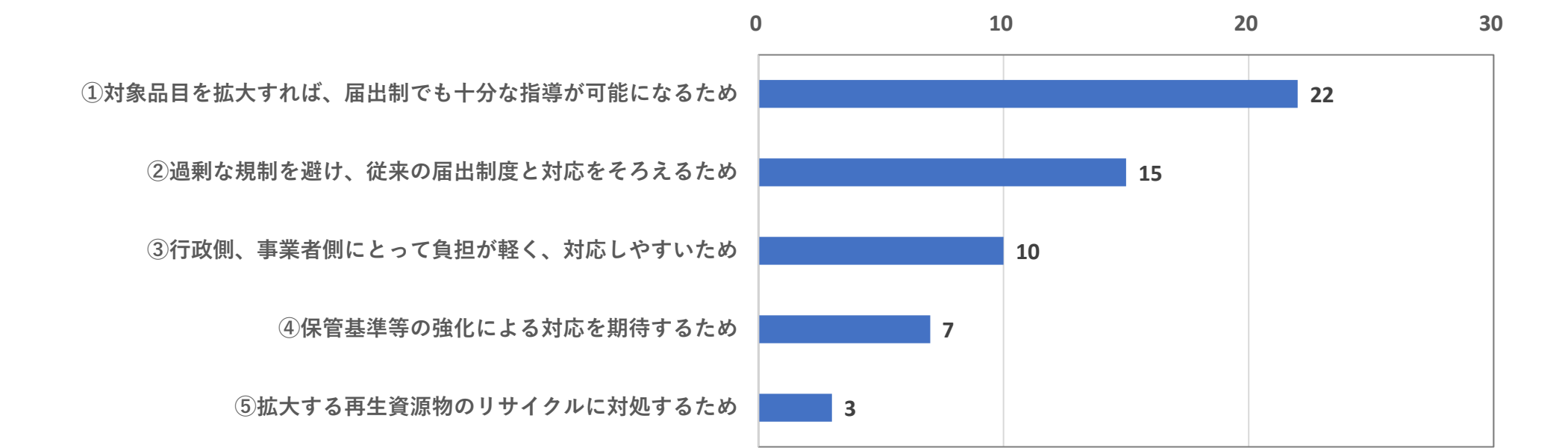
【許可制度導入の必要性に関する意見の概要】

- ・許可制度は不適切な処理を行う事業者に対する指導・監督の根拠となる法的効力が大きい。
- ・届出制度では、十分な審査期間が取れず、事業の内容が生活環境保全上の支障が生じるおそれがあるものであっても、自治体の制止を受けず事業の開始が可能であるため、許可制度が必要である。
- ・届出制度は、有害使用済機器の適正な保管等について事前に行政が指導監督できないおそれがある。許可制度の導入により事前に有害使用済機器の不適正な保管等を抑止することができる。
- ・許可制度によって、度重なる指導・命令に従わなかった場合に許可を取り消すことで、不適切な事業者の退場につながる事が期待される。

表3.14 現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由
(有効回答数：40自治体、複数回答あり)

現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由	回答自治体数	割合*
①対象品目を拡大すれば、届出制でも十分な指導が可能になるため	22	55%
②過剰な規制を避け、従来の届出制度と対応をそろえるため	15	38%
③行政側、事業者側にとって負担が軽く、対応しやすいため	10	25%
④保管基準等の強化による対応を期待するため	7	18%
⑤拡大する再生資源物のリサイクルに対処するため	3	8%

(* 回答自治体における割合)



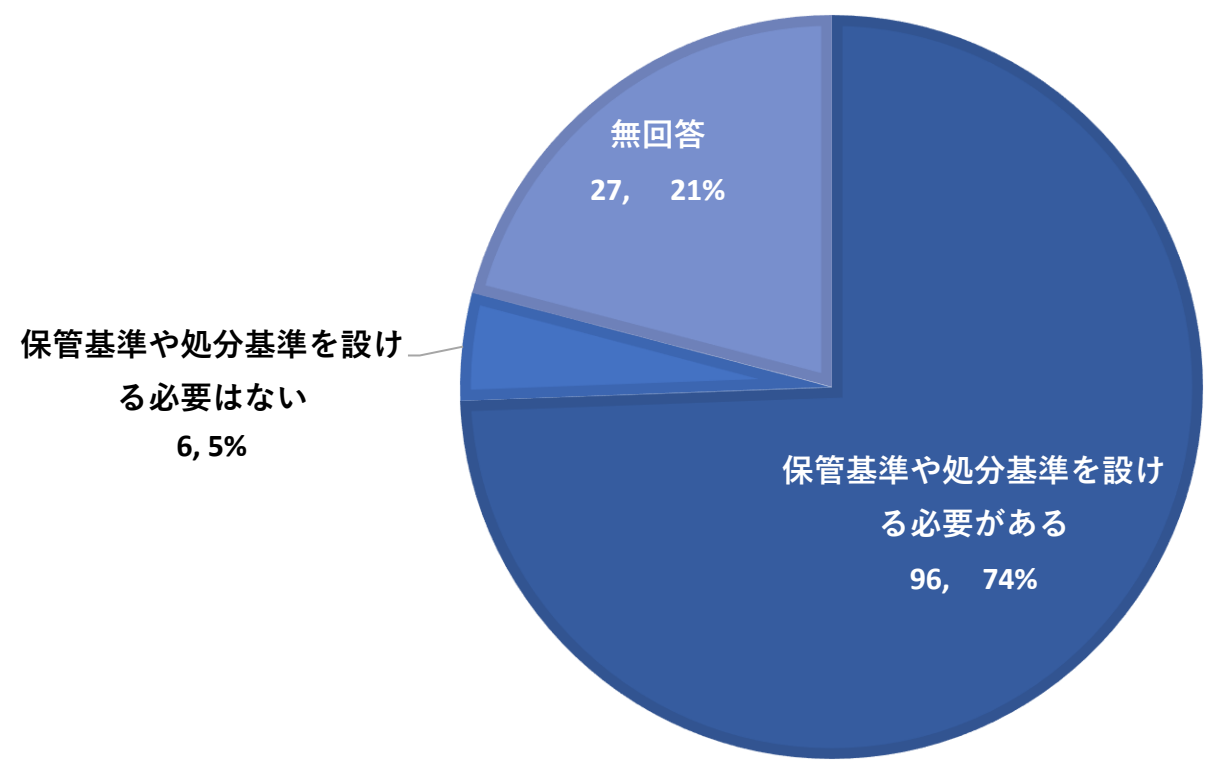
グラフ25：現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いと考える理由

【現行の届出制度のまま、対象品目を拡大した方が良いとする意見の概要】

【対象品目の拡大の必要性】 ・対象品目を指定するやり方では抜け穴が多いため、包括的に規制をかけるべきである。
【過剰な規制を避けるべきという意見】 ・廃棄物処理法で廃棄物ではない有価物を規制する以上、許可制は過度な規制と考える。 ・届出により対象事業場の把握ができる。保管基準等の規制基準により一定の規制効果が期待できる。
【行政側の負担に関する意見】 ・担当職員が限られている中で、許可事務のような負担が大きい事務の新規追加は望ましくない
【事業者側の負担に関する意見】 ・既存の事業者にとって許可制度はハードルが高いため、許可申請を行わない事業者が大量に発生する事態が想定される。
【資源循環の促進の観点からの意見】 ・過剰な規制は再生資源物のリサイクルの障壁となり得るため。

表3.15 再生資源物の保管等における保管基準や処分基準の必要性

保管基準・処分基準の必要性	回答自治体数	割合
保管基準や処分基準を設ける必要がある	96	74%
保管基準や処分基準を設ける必要はない	6	5%
無回答	27	21%
合計	129	100%



グラフ26：保管基準や処分基準の必要性

【保管基準や処分基準が必要であるとする意見の概要】

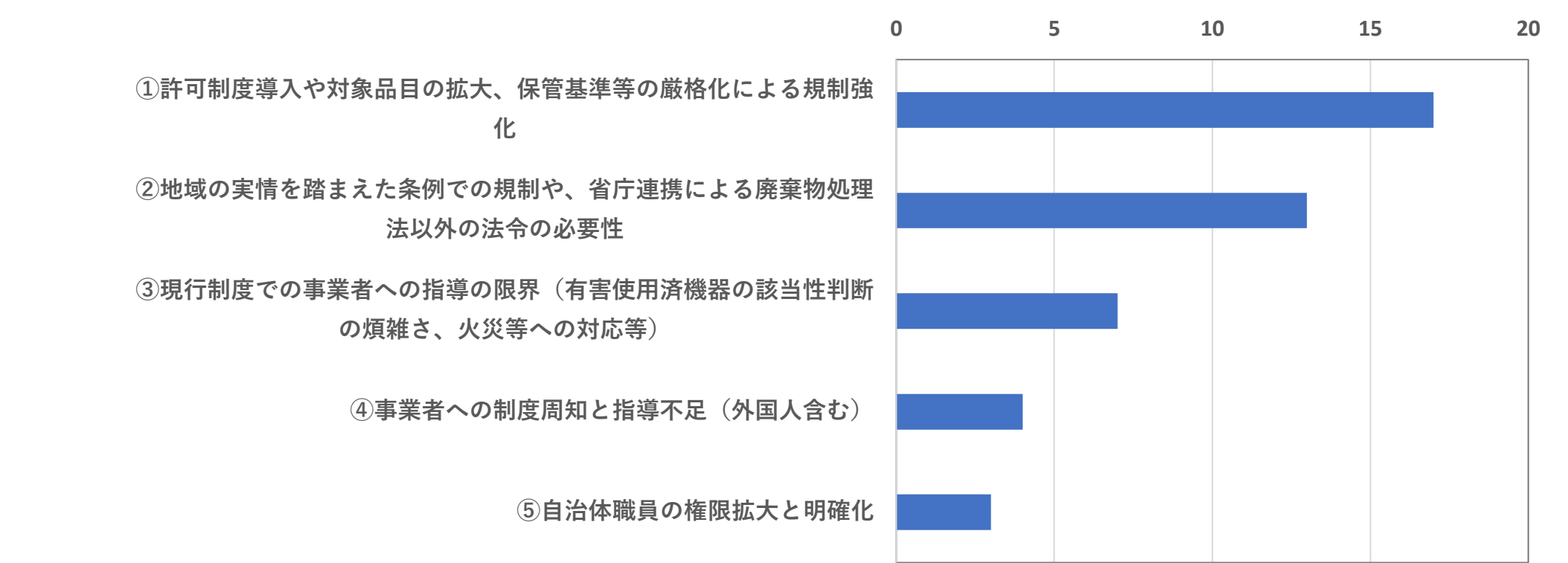
- ・事業場の塀を設けているが、50%勾配以上及び塀よりも高く保管されているケースが散見され非常に危険である。
- ・過剰保管、金属に付着した油分の流出、処理後のプラの飛散等による生活環境への支障のおそれが懸念される事業場がある。
- ・作業に伴う騒音、振動等の規制の強化が必要である。
- ・廃棄物処理法に準じた保管基準や処理基準（有害使用済み機器と同程度の基準）を設ける必要がある。
- ・火災、崩落の危険や騒音等の問題は、事業開始後に現実化する。事後的な対応では手遅れとなることが多く、指導だけではこれらの問題を解決することが難しい。

- 再生資源物の保管基準・処分基準の必要性については、ほとんどの自治体が「必要性あり」と回答した（96自治体、74%）
- その理由としては、再生資源物の保管等による崩落、飛散・流出、騒音・振動、土壌・水質の汚濁等、様々な生活環境保全上の支障が現に発生しており、それを規制する必要があるという意見であった。

(4) 現行の有害使用済機器保管等届出制度に対する意見の詳細（自由記載）

表3.16 「有害使用済機器保管等届出制度」に対する意見
(任意回答、有効回答数：36自治体、複数回答あり)

有害使用済機器保管等届出制度への意見	回答自治体数
①許可制度導入や対象品目の拡大、保管基準等の厳格化による規制強化	17
②地域の実情を踏まえた条例での規制や、省庁連携による廃棄物処理法以外の法令の必要性	13
③現行制度での事業者への指導の限界（有害使用済機器の該当性判断の煩雑さ、火災等への対応等）	7
④事業者への制度周知と指導不足（外国人含む）	4
⑤自治体職員の権限拡大と明確化	3



グラフ27：「有害使用済機器保管等届出制度」に対する意見

【有害使用済機器保管等届出制度に対する意見の概要】

有害使用済機器の該当性について
・ 廃棄物ではない「有害使用済機器」と「廃棄物」を見分ける判断基準が不明確であるため、より明確な基準を示して欲しい。 ・ 有害使用済機器保管等業者などが、有害使用済機器と外観上判断が困難な機器類をリユース品、修理可能品などと主張して取り扱うことがあり、有効な指導に苦慮するケースがある。 ・ 判断に苦慮することが多いため、事業者にも分かりやすい仕組みを検討いただきたい。

対象品目について
・ 現行制度では、対象品目が非常に限定されている。 ・ 再生資源物保管ヤードの事業場に寄せられる苦情の多くが「騒音」「振動」であるが、金属スクラップの処理作業による苦情である場合、明確に指導することができない状況にある。 ・ 有害使用済機器保管等の届出義務がない事業場だと受入先・搬出先の確認は難しく、流通経路の把握が困難な状況である。事業者の実態把握や指導のためには、対象品目の拡大が必要である。 ・ 金属スクラップや雑品スクラップを取り扱う事業者以外の事業者もヤードで有価物を保管している。仮に有価物であっても、有害性・発火性・爆発性を有するもの、悪臭の発生、フロンや廃油等の漏洩、崩落等のおそれがあるもの等、周辺住民の生活環境上支障を及ぼすおそれのあるものを保管又は取り扱う事業者のヤードも規制対象とし、適正保管を促す必要がある。 ・ 有害使用済機器のみを取扱っている事業場はなく、ほとんどの場合が雑品スクラップへの混載物であることから、対象品目に限定した指導では限界がある。有害使用済機器に限定することなく雑品スクラップ全体での規制の方が効果は期待できる。 ・ 生活環境保全上の支障が生じるおそれが特に高い品目に限って、対象品目を拡大する必要がある。
保管基準、処理基準等について
・ 廃棄物や有害使用済機器に係る苦情は保管量や保管状況に起因するものが多いため、保管基準に関する一律の厳格な規制を行ってほしい。 ・ 金属スクラップ業者の山積みについても規制の対象とすべきである。
廃棄物処理法以外の法令の必要性
・ 廃棄物処理法は、廃棄物の処理体制を確立し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る趣旨で立法されたものである。廃棄物処理法の枠組みではなく、再生資源物保管等事業場を規制するための新たな法律の制定が望ましい。 ・ 廃棄物処理法に再生資源物まで規制するのであれば、有害使用済機器と合わせて立法化すべき。 ・ 法制化する時は、現在の有害使用済機器保管等届出制度を廃棄物処理法から切り離し、別の法制にしていきたい。 ・ ヤードに置かれたものを規制する新たなルール作りが必要である。 ・ 有害使用済機器も含めて、資源循環の一環として別の法律でヤードを規制した方が法体系として適切である。